

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成28年7月8日
【四半期会計期間】	第43期第1四半期（自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日）
【会社名】	株式会社サンデー
【英訳名】	SUNDAY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川村 暢朗
【本店の所在の場所】	青森県八戸市根城六丁目22番10号
【電話番号】	0178（47）8511
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 成澤 真一
【最寄りの連絡場所】	青森県八戸市根城六丁目22番10号
【電話番号】	0178（47）8511
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 成澤 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第43期 第1四半期 累計期間	第42期
会計期間		自平成28年 3月1日 至平成28年 5月31日	自平成27年 3月1日 至平成28年 2月29日
売上高	(千円)	12,554,999	42,386,882
経常利益	(千円)	398,603	531,148
四半期（当期）純利益	(千円)	190,244	306,261
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	3,241,894	3,241,894
発行済株式総数	(千株)	10,770	10,770
純資産額	(千円)	10,193,513	10,207,998
総資産額	(千円)	32,632,960	31,499,006
1株当たり四半期（当期）純利益金額	(円)	17.67	28.45
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額	(円)	17.62	28.37
1株当たり配当額	(円)	—	20.00
自己資本比率	(%)	31.1	32.3

（注）1. 当社は、平成27年9月1日付けで当社連結子会社でありました株式会社ジョイを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第42期第3四半期累計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりません。これにより、第43期第1四半期累計期間及び第42期は、提出会社の経営指標等を記載しております。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関係会社が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は前期第3四半期より四半期財務諸表を作成しておりますので、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間（2016年3月1日～2016年5月31日）における東北地域の経済は、政府による景気対策を背景に雇用・所得の改善が続き、全般的には緩やかな回復基調が続きましたが、生活防衛意識の高まりなどにより消費マインドは冷え込み、個人消費は力強さを欠くものとなりました。

このような環境のもと、当第1四半期累計期間の新規出店といたしましては、青森県上北郡東北町に2店舗目となるホームマート上北店を3月15日に出店いたしました。地域の主産業である長芋や大根の生産に関連する商材を豊富に取り揃え、近隣で農業に従事されている多くの方々にご利用いただいております。この上北店の出店により小商圏フォーマットのホームマート事業は2013年9月の新業態1号店出店から2年半の期間で17店舗の事業に成長しております。

また、当社は昨年9月1日をもって吸収合併した株式会社ジョイが運営しておりました山形地区の店舗を中心として、売場効率の改善を目的に、魅力ある新商品を含む最新パターンの棚割を導入する活性化を推進してまいりました。その他の既存店活性化では、東日本大震災で被災した大船渡市において、復旧・復興から新しい未来に向けて成長するステージに進行し変化しているお客様のニーズへ対応するため、サンデー大船渡店の増床活性化を実施し、家庭雑貨やインテリア用品の品揃え充実を図っております。

一方、サービス面では、昨年から対応店舗を増やしているSUN急便、いわゆる商品を宅配するだけでなく、補修・修繕・取付まで行うサービスの実施店舗を岩手県内のホームセンターとホームマートの全21店舗へ拡大し、たくさんのお客様にご利用いただき、住まいに関する不満の解消に役立てていただいております。

これらの結果、当第1四半期累計期間における当社の売上高は125億54百万円、営業利益は3億94百万円、経常利益は3億98百万円、四半期純利益は1億90百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に対して11億33百万円増加し326億32百万円となりました。これは主に新規出店及び春商戦による商品在庫増加5億43百万円、受取手形及び売掛金の増加2億20百万円、現金及び預金の増加1億37百万円等によるものであります。

負債については前事業年度末に対して11億48百万円増加し224億39百万円となりました。これは主に商品仕入れ増加による支払手形及び買掛金の増加17億85百万円等によるものであります。

純資産については前事業年度末に対して14百万円減少し101億93百万円となりました。これは主に四半期純利益1億90百万円の計上と配当金の支払い2億15百万円等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,640,000
計	20,640,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成28年5月31日）	提出日現在発行数（株） （平成28年7月8日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,770,100	10,770,100	東京証券取引所 JASDAQ （スタンダード）	単元株式数 100株
計	10,770,100	10,770,100	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成28年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

決議年月日	平成28年4月13日	
新株予約権の数（個）	49	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,900（注）1	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	
新株予約権の行使期間	平成28年6月10日～平成43年6月9日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格	1,665（注）2
	資本組入額	833（注）3
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ。)の地位にあることを要する。 ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。 ② 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、買入その他の処分はこれを認めない。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

（注）1. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併又は会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします。

2. 発行価格は、新株予約権の行使時の振込金額（1株当たり1円）と付与日における新株予約権の公正な評価単価（1株当たり1,664円）を合算しております。

3. 資本組入額は、1株当たり帳簿価格と行使価格との合計額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切上げるものとする。ただし、新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入れは行わないものとしております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年3月1日～ 平成28年5月31日	—	10,770	—	3,241,894	—	3,256,274

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年2月29日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成28年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 4,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,761,300	107,613	—
単元未満株式	普通株式 4,600	—	1単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	10,770,100	—	—
総株主の議決権	—	107,613	—

（注） 1. 上記「完全議決権株式（その他）」には証券保管振替機構名義の株式が 500株（議決権 5 個）含まれております。

2. 上記「単元未満株式」には当社所有の自己株式98株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数 の合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社 サンデー	青森県八戸市 根城六丁目22番10号	4,200	-	4,200	0.04
計	—	4,200	-	4,200	0.04

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成27年3月1日から平成27年5月31日まで）は、四半期財務諸表を作成していないため、四半期損益計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当第1四半期会計期間 (平成28年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	690,042	827,118
受取手形及び売掛金	344,069	565,002
商品及び製品	9,170,725	9,714,108
原材料及び貯蔵品	133,577	165,382
その他	670,325	916,305
流動資産合計	11,008,738	12,187,917
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,005,824	7,067,432
土地	8,498,525	8,498,525
その他（純額）	1,998,642	1,951,419
有形固定資産合計	17,502,992	17,517,376
無形固定資産		
その他	114,933	105,259
無形固定資産合計	114,933	105,259
投資その他の資産		
その他	2,880,011	2,830,077
貸倒引当金	△7,670	△7,670
投資その他の資産合計	2,872,341	2,822,406
固定資産合計	20,490,267	20,445,043
資産合計	31,499,006	32,632,960
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,095,522	9,880,880
短期借入金	4,960,000	2,700,000
1年内返済予定の長期借入金	1,733,516	1,963,800
未払法人税等	35,144	250,489
賞与引当金	363,306	214,676
その他	1,560,927	2,056,389
流動負債合計	16,748,417	17,066,236
固定負債		
長期借入金	2,868,788	3,705,200
退職給付引当金	282,367	275,401
資産除去債務	570,863	583,844
その他	820,571	808,764
固定負債合計	4,542,590	5,373,210
負債合計	21,291,007	22,439,447
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,241,894	3,241,894
資本剰余金	3,256,274	3,256,274
利益剰余金	3,681,123	3,656,052
自己株式	△3,345	△3,399
株主資本合計	10,175,946	10,150,822
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,352	3,837
評価・換算差額等合計	1,352	3,837
新株予約権	30,700	38,853
純資産合計	10,207,998	10,193,513
負債純資産合計	31,499,006	32,632,960

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)
売上高	12,554,999
売上原価	8,783,659
売上総利益	3,771,339
販売費及び一般管理費	3,376,944
営業利益	394,395
営業外収益	
受取利息	762
受取配当金	1
受取手数料	1,661
受取賃貸料	23,915
その他	4,752
営業外収益合計	31,093
営業外費用	
支払利息	19,142
賃貸費用	5,946
その他	1,795
営業外費用合計	26,885
経常利益	398,603
特別損失	
固定資産除却損	19,115
特別損失合計	19,115
税引前四半期純利益	379,488
法人税、住民税及び事業税	236,025
法人税等調整額	△46,782
法人税等合計	189,243
四半期純利益	190,244

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期会計期間の四半期財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当該会計方針の変更による四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第十五号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第十三号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率の引下げ、及び事業税率が段階的に引下げられることとなりました。

これに伴い、平成29年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は32.06%から30.69%に変更され、平成31年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、32.06%から30.46%に変更されました。

この変更に伴い繰延税金資産が46,687千円減少し、法人税等調整額が46,687千円増加いたしました。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)
減価償却費	255,792千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日）

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年4月13日 取締役会	普通株式	215,316	20	平成28年2月29日	平成28年4月28日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日）

当社は、ホームセンター事業単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	17円67銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	190,244
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	190,244
普通株式の期中平均株式数(株)	10,765,787
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	17円62銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	31,169
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成28年4月13日開催の取締役会において、平成28年2月29日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 215,316千円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 20円00銭 |
| (3) 効力発生日 | 平成28年4月28日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年7月5日

株式会社 サンデー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 瀬戸 卓 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村 大輔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンデーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第43期事業年度の第1四半期会計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンデーの平成28年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。